

福岡市 地区計画の都市計画決定内容一覧表

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項
 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区施設	地区整備計画														計画決定・変更年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)		
					建築物等に関する事項																	
					建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠	緑化率	植・種さく			土地利用・その他	
					◎建築できるもの(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)												L(m ²)
東1	下原二丁目		3.1															H13.5.7 (S60.4.30)				
東2	下原四、五丁目	A B C	5.3	1.3	緑地														H13.5.7 (S60.4.30)	H16.9.27 (H8.3.1)		
東3	高美台一丁目		0.6																H13.5.7 (S60.4.30)			
東4	唐原四、五丁目		8.6	8.6	道路														H9.2.27 (S60.4.30)			
東5	名子三丁目		13.3	10.4	道路														H9.2.27 (S60.4.30)			
東6	松田三丁目		23.7	23.7	道路														H9.2.27 (S60.4.30)			
東7	三苫	市街地形成誘導 低層住宅保全	54.2	50.6	道路	×長屋、共同住宅(33㎡未満)				180									H15.9.4 (S60.4.30)	H15.12.18		
東8	三苫三丁目		4.5																H13.5.7 (S60.4.30)			
東9	香椎四丁目		7.6	7.6		※×寄宿舍、下宿 ※×長屋、共同住宅(50㎡未満) ※×別表第二(イ)第三~九号 ※×3戸以上の長屋				200									H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25		
東10	香椎四、六丁目		2.0	2.0		×風俗全般 ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場													H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1		
東11	千早六丁目		1.4	1.4	道路	×風俗全般 ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場													H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1		
東12	舞松原駅前		4.7	4.7	緑道														H13.5.7 (H5.2.25)	H5.10.1		
東13	香椎副都心地区 画整理	センター センター南 センター西 商業A 商業B 近隣商業	66.3	39.6		×1.2階部分住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ×倉庫、危険物貯蔵・処理 ×店舗型風俗 ×危険物貯蔵・処理 ×店舗型風俗 ×危険物貯蔵・処理	200			1000										H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1	
東14	高崎土地区 画整理	商業 近隣商業	28.0	13.9		×店舗型風俗 ×風俗営業														H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1	
東15	和白東一、二丁目		11.8	11.8	道路															H8.4.1		
東16	みどりが丘		31.5	3.0		×寄宿舍、下宿 ×長屋、共同住宅(50㎡未満)				200										H13.10.15		
東17	下原・香椎駅東		17.5	12.2	道路 通路					※200										H16.4.26	H16.9.27	
東18	7450シティ 照葉住宅	中高層住宅環境形成 戸建住宅環境形成	23.7	23.7	緑地	◎別表第二(ロ) ◎別表第二(ニ)	80			※50	200			10						H17.12.1	H18.2.27	
東19	舞松原六丁目		1.1	1.1		◎一戸建住宅 ◎公民館、巡査派出所、公衆電話所等 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場等				200				軒高7						H19.3.15	H19.12.20	
東20	香椎照葉三丁目東		10.2	10.2	広場	×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二(ト)第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理				500										H19.10.15	H19.12.20	
東21	アイランドシティセン ター		8.6	8.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二(ト)第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理				1000										H20.10.20	H20.12.22	
東22	東浜一丁目		4.9	4.9		×風俗全般 ×別表第二(ロ)第二号、第三号の建築				2000										H22.10.7	H22.12.27	
東23	香椎照葉二丁目北		1.1	1.1		◎別表第二(ロ)	80			※50	200			10						H23.1.24	H23.2.24	
東24	香椎照葉四丁目東		2.9	2.9	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場				500										H23.1.24	H23.2.24	
東25	香椎駅周辺 土地区画整理		20.7	17.6		×店舗型風俗 ×店舗型電話異性紹介営業														H24.3.19	H24.7.2	
東26	香椎照葉北エリア 戸建住宅		7.6	7.6		◎別表第二(ロ)	80			※50	200			10						H24.3.19	H24.7.2	
東27	アイランドシティセン ター北		13.6	13.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二(ト)第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理				1000										H27.1.5	H27.2.26	
東28	香椎照葉三丁目西		7.6	7.6	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等				500										H27.9.28	H27.12.24	
東29	香椎照葉六、七丁目集 合住宅		4.8	4.8	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等				500					30 20					H28.12.22	H29.2.27	
東30	香椎照葉二、七丁目		7.9	7.9						200										H28.12.22	H29.2.27	
東31	香椎照葉五丁目		8.7	8.7	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等				500										H28.12.22	H29.2.27	
東32	下原四丁目		3.1	3.1		×別表第二(ロ)第二号 ×別表第二(ト)第三号、第四号、第六号 ×別表第二(リ) ×風俗全般				1000					第二種 20m高 度地区の 内容					H29.9.21	H29.12.21	
東33	香椎照葉六、七丁 目東	戸建 集合	19.4	19.4	広場	◎別表第二(ロ) ◎別表第二(ロ)第三号 ×別表第二(ロ)第二号、第三号	80			※50	200			10							H30.9.20	H30.12.19
東34	アイラン ドシティ 北	戸建住宅 集合住宅 産業・複合	31.0	31.0	広場	◎別表第二(ロ) ◎別表第二(ロ)第三号 ×別表第二(ロ)第二号、第三号 ×別表第二(ロ)第二号	80			※50	200			10							R5.10.12	R5.12.21

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項
 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	面積 (ha)	地区施設	地区整備計画											計画決定 変更 年月日 (当初)	建築条例 施行 年月日 (当初)				
						建築物等に関する事項																
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ			形態意匠	緑化率	埋さく	土地 利用 その他
(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)	L(m ²)	L(m ²)	壁面位置	H(m)		L(%)											
	博1	掘田	33.2	33.2	道路	×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿											H8.4.1 (S60.4.30)					
	博2	金の隈二丁目	1.7	1.7	◎別表第二(い)	60			40		○						H13.5.7 (S60.4.30)					
	博3	下月原正 手	8.2	8.2	沿道利便 住宅・利便	100			50								H8.4.1 (H4.5.18)	H5.10.1				
	博4	浦田一丁目	1.3	1.3	×別表第二(に)第二号の工場												H8.4.1 (H5.2.25)	H5.10.1				
	博5	住吉一丁目	4.2	4.2						○							H5.2.25	H5.10.1				
	博6	東光一、二丁目	5.0	5.0	×風俗全般		敷地 <200m ²	200									H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1				
	博7	中洲中島町	0.7	0.4	通路	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場				○		○					H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1				
	博8	博多駅前一丁目	2.5	1.8			敷地 <200m ²	400									H5.2.25	H5.10.1				
	博9	博多駅南五丁目	4.5	4.5	×風俗全般		敷地 <200m ²	200									H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1				
	博10	東比恵駅周辺	5.1	5.1	×風俗全般		敷地 <200m ²	200									H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1				
	博11	千代一丁目	1.6	1.6	通路	×風俗全般				○		○					H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1				
	博12	半道橋二丁目	2.4	2.4	通路 広場	×風俗全般			敷地 <500m ²	200		○		○			H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1				
	博13	南本町二丁目	1.3	1.3	通路	×風俗全般				○		○					H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1				
	博14	中央ふ頭	16.8	16.8		※◎会議場、展示場、ホテル等					500	○		○			H9.2.24	H9.6.19				
	博15	竹下一丁目	0.9	0.9		×風俗営業 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)		敷地 <200m ² ※壁面制限	200		200	○		○				H15.3.6	H15.7.7			
	博16	吉塚駅西口	5.0	5.0		×風俗営業					200	○		○				H16.4.26	H16.9.27			
	次番																					
	博18	石城町・沖浜町	4.1	4.1		×マンション屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×カラオケボックス等 ×別表第二(ぬ)第三号、第四号の建築									○				H20.10.20	H20.12.22		
	博19	東比恵三・四丁目	0.9	0.9		※×共同住宅 ×風俗全般 ×別表第二(か)の建築物		敷地 <200m ²	200			○		○					H22.1.25	H22.2.25		
	博20	紙園町	1.5	1.5	広場 通路	※×店舗型性風俗 ×別表第二(へ)第二号の建築物 ×別表第二(と)第三号の建築物					500	○		○	※10				H22.9.16	H22.12.27		
	博21	東月隈四丁目	1.2	1.2	通路	×一戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋(35m未満) ×別表第二(に)第二号～第六号の建築物		150			200	○		○	第一種 15m高 度地区の 内容				H23.9.1	H23.12.22		
	博22	空港前第二 土地区画整理	0.6	0.6		◎別表第二(ろ) ×寄宿舍・下宿・3戸以上の共同住宅等 ◎自動車庫・倉庫(20m以内)					165			10	○				H25.3.25	H25.7.1		
	博23	那珂 六丁目	9.7	9.7	北側 南側 広場 通路	×別表第二(い)第一～三号 ×マージャン屋、パチンコ屋等 ×別表第二(り)第二号、第三号 ※×風俗全般					5000			○	20 10				R2.3.23	R2.6.25		
	博24	竹丘町 三丁目	3.1	3.1	北西ゾーン 駅ゾーン 南東ゾーン 広場 通路	×別表第二(ほ)第二号 ×別表第二(へ)第二号 ×別表第二(と)第三号 ×危険物貯蔵処理、風俗営業			住宅等の用途 に供する部分 の床面積の台 計の各敷地面 積の合計に対 する割合	200		1000	○		※第二種 20m高 度地区の 内容	○	※10			R4.11.14	R4.12.22	
	中1	大宮一、二丁目	2.0	2.0		×風俗全般													H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1		
	次番																					
	中3	天神一丁目第2	1.1	1.1	通路	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						○		○						H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	次番																					
	中5	天神二丁目第1	2.9	1.7	通路 広場	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						○		○						H14.5.2 (H5.2.25)	H5.10.1	
	中6	天神二丁目第2	2.2	2.2		※敷地 <200m ² ※壁面制限		敷地 <200m ²	500											H5.2.25	H5.10.1	
	中7	六本松四丁目	0.9	0.9		×風俗全般					200									H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	中8	薬院大通り西	1.1	0.4	通路 広場	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)					500	○		○						H13.11.29	H14.2.25	
	中9	渡辺通駅北	2.5	2.5		×風俗全般 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×倉庫業、工場、危険物の貯蔵処理 ※×住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿						○		○						H19.10.15	H19.12.20	
	次番																					
	中12	唐人町二丁目	1.9	1.9	広場 通路 緑道	※×別表第二(ほ)第二、三号						○		※斜線 制限	○	30	○				R6.3.28	

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項
 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画																計画決定 変更 年月日 (当初)	建築条例 施行 年月日 (当初)		
				面積 (ha)	地区 施設	建築物等に関する事項											土地 利用 その他						
						建築物の用途制限 (◎建築できるもの)(×建築できないもの)	容積率 H(%) L(%)	条件による容積率 の制限	建 べ い 率	敷 地 面 積	建 築 面 積	壁 面 位 置	高 さ H(m)	形 態 意 匠	緑 化 率 L(%)	埋 さ く							
南区	南1	柏原	3.0	3.0	道路公園															S60.4.30			
	南2	市崎一丁目	1.9	1.9	×風俗全般			敷地 <200㎡	200												H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南3	大楠二丁目	0.9	0.9	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場							○		○							H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南4	大楠三丁目	0.4	0.4	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場			敷地 <200㎡	200												H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南5	大楠三、四丁目	1.9	1.9	×風俗全般			敷地 <200㎡	200												H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南6	清水三丁目・玉川町	2.3	2.3	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場																H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南7	中尾一、二丁目	0.5	0.5	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場																H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	南8	野多目三丁目	6.4	6.4	緑地 ×別表第二(ほ)							○	12	○							H13.5.7 (H8.4.1)	H8.7.1	
	南9	野間二丁目	2.8	2.8	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						※200				○						H16.4.26	H16.9.27	
	南10	野間三、四丁目	3.6	3.6	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						※200			※斜線 制限	○						H16.4.26	H16.9.27	
	南11	多賀一丁目・高宮五丁目	5.3	3.3	※×共同住宅・長屋(33㎡未満又は居室数1)									※10 3F以下			○				H21.4.23 (H18.10.19)	H18.12.28	
	南12	若久団地	共同住宅1	9.1	9.1	道路公園								25									
			共同住宅2			×戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋(35㎡未満)					500		○	15		30							
			センター			×戸建ての住宅 ×1階部分住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿 ×別表第二(い)(共同住宅等を除く)	80			50	165		○	15		10							H24.12.27
	南13	長住三丁目	0.4	0.4	※×共同住宅・長屋(35㎡未満) ×マーシャン屋、ぼらんこ屋等 ×カラオケボックス等									○	20	○	20	○			H25.9.9	H25.12.26	
城南区	城1	神松寺三丁目	2.0	2.0	緑地									○							H5.2.25	H5.10.1	
	城2	友丘三丁目第1	0.8																		H18.10.19 (H5.2.25)	— (H5.10.1)	
	城3	友丘三丁目第2	1.1	1.1				※壁面制限	80					○							H9.2.27 (H8.4.1)	H9.6.19 (H8.7.1)	
	城4	鳥飼六丁目	0.7	0.7	×風俗全般			※敷地 <200㎡	200												H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
	城5	西片江一丁目	3.3	3.3	緑地 ※◎大学の施設類					40				○	15(最低 地盤か ら)	○					H9.2.24	H9.6.19	
	城6	松山二丁目	1.0	1.0	×風俗営業 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場										○						H16.4.26	H16.9.27	
	城7	茶山三丁目	3.9	3.9	×共同住宅・長屋(35㎡未満)						165			○	※10	○	10	○			H28.12.22	H29.2.27	
早良区	早1	小田部	15.3	15.3	道路																S60.4.30		
	早2	田村一、二丁目	18.1	18.1	道路																H9.2.27 (S60.4.30)		
	早3	地行浜・百道浜	135.2	50.4	※◎観覧場、劇場、映画館等									○		○					H13.5.7 (H1.9.13)	H2.4.1	
	早4	有田五丁目	2.8	2.8	通路			※100			※50										H5.2.25	H5.10.1	
	早5	城西三丁目	2.8	2.8				敷地 <200㎡	200												H5.2.25	H5.10.1	
	早6	藤崎二丁目	2.9	2.9	※◎専用住宅、×共同住宅等							150		○	※1低壁 (道路中 心から)						H12.1.13	H12.2.28	
	早7	室見一丁目	4.6	4.6	※◎住宅、共同住宅、診療所、理髪店等			150							10		○ 3F以下				H14.5.20	H14.9.26	

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項
 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画																計画決定 変更 年月日 (当初)	建築条例 施行 年月日 (当初)
				面積 (ha)	地区 施設	建築物等に関する事項															
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率 の制限		建 べ い 率	敷 地 面 積	建 築 面 積	壁 面 位 置	高 さ	形 態 意 匠	緑 化 率	埋 ま く		
(◎)建築できるもの(×)建築できないもの	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)	L(m ²)	L(m ²)	壁面 位置	H(m)	形態 意匠	L(%)	埋ま く	土 地 利 用 ・ 其 他								
西1		生の松原三丁目	1.7	1.7	道路 公園														H9.2.27 (S60.4.30)		
西2		生松台	42.5	39.8		×別表第二(イ)第三、五～七号 ※長屋、診療所				200									H13.5.7 (S60.4.30)	H13.10.1	
西3		泉一、二丁目	13.6																H13.5.7 (S60.4.30)		
西4		周船寺	2.5	2.5	道路 公園														S60.4.30		
西5		野方	2.8																H13.5.7 (S60.4.30)		
西6		横浜一丁目	25.5																H13.5.7 (S60.4.30)		
西7		室見が丘	43.7	39.2		×別表第二(イ)第三号				200									H18.10.19 (H4.5.18)	H18.12.28 (H5.10.1)	
西8		西の丘 沿道 コシニヤ 低層住宅	43.7	43.7	緑地 通路	※別表第二(イ)第二、三号 ※別表第二(イ)第三号				500		○	55 (標準)						H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25 (H8.7.1)	
西9		横浜三丁目	19.2							200									H13.10.15 (H4.5.18)		
西10		西福岡マリナタウン	19.3	19.3								○		○					H5.2.25	H5.10.1	
西11		姪浜駅前	53.8	53.8		×店舗型風俗													H18.10.19 (H5.2.25)	H5.10.1	
西12		泉・周船寺	2.6	2.6	通路							○	15						H8.4.1	H8.7.1	
西13		今宿青木	4.7	4.7	通路					500		○		○					H13.10.15	H14.2.25	
西14		拾六町・橋本	10.5	10.5	道路	×戸建専用住宅(外環状道路沿道)						○	※斜線 制限						H13.10.15	H14.2.25	
西15		田原土地 区画整理 低層住宅	41.1	40.4		◎別表第二(ろ) ×長屋、共同住宅(35㎡未満)				200		○	15						H16.3.11 (H13.10.15)	H15.7.7	
西16		伊都土地 区画整理 商業 沿道1 沿道2 住宅1 住宅2 住宅3 住宅4	133.8	133.8	通路	×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ×店舗型風俗、倉庫 ×危険物貯蔵・処理 ×共同住宅、長屋(30㎡未満)				※40 ※180 ※200		○								H15.3.6	H15.7.7
西17		愛宕浜一、四丁目	13.5	13.5		◎一戸建住宅 ◎二戸以下の長屋 ◎別表第二(イ)第二号、第四号、第九号 (※兼用住宅(給排水の用途に限る))				180		○	10						H16.4.26	H16.9.27	
西18		橋本駅 周辺 拠点-1 拠点-2 沿道-1 沿道-2 沿道-3 住宅-1 住宅-2	24.0	24.0	広場 通路 公園	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業 ※×戸建専用住宅(外環状道路沿道) ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業 ※×戸建専用住宅(外環状道路沿道) ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業				500		○			※10					R2.3.23 (H19.10.15)	R2.6.25 (H19.12.20)
西19		千里 沿道-1 沿道-2 住宅	10.6	10.6	道路	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×カラオケボックス等 ※×戸建専用住宅(外環状道路沿道)				200 500		○	20						H19.10.15	H19.12.20	
西20		元岡 区画整理1 区画整理2 区画整理3 既存集落1 既存集落2	20.2	20.2		◎別表第二(イ)第三号 ◎別表第二(イ)第三号	100 80			500 300		○	20 15						H20.10.20	H20.12.22	
西21		今宿青木南	4.9	4.9	緑地	×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、 下宿 ×風俗全般 ※×劇場等				9000			20		○	25			H23.4.25	H23.6.30	
西22		今津	4.9	4.9		◎別表第二(ろ) (寄宿舍、下宿、35㎡未満の共同住宅及 び長屋を除く)	60		40	200		○	10 北側 斜線		○	30			H25.6.20	H25.9.26	
西23		拾六町団地	1.3	1.3	広場 通路	※×共同住宅、長屋(35㎡未満) ※1階部分共同住宅、長屋						○			○	20			H31.3.14 (H25.9.9)	R1.6.27 (H25.12.26)	
西24		飯氏 西 東	4.0	4.0	道路	×別表第二(イ)第三号 ×別表第二(イ)第三号				※300 ※165 300		○							H30.3.29	H30.6.22	
西25		元岡西	1.7	1.7						165		○							H30.3.29	H30.6.22	
西26		石丸四丁目	2.7	2.7	広場 通路	×別表第二(イ)第二号 ×別表第二(イ)第三号、第六号 ×別表第二(イ)第二号、第三号 ×別表第二(イ)第一号、第二号、第三号 ×風俗全般				1000		○			○	10			H30.3.29	H30.6.22	
西27		北原・田原 区画整理1 区画整理2 区画整理3 区画整理4 区画整理5 区画整理6 区画整理7 既存集落1 既存集落2 既存集落3 既存集落4	20.1	20.1	道路	×別表第二(イ)第二号、×風俗全般 ×共同住宅、長屋(35㎡未満)				1000 300 200		○	20 10 10		※10				H30.9.27	H30.12.19	
西28		周船寺駅前 駅前ゾーン 複合ゾーン 沿道ゾーン1 沿道ゾーン2 住宅ゾーン	16.1	16.1		×別表第二(イ)第三号 ×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ×危険物貯蔵処理 ×別表第二(イ)第三号 ×一戸建ての住宅(周船寺駅前線沿道) ×危険物貯蔵処理 ×別表第二(イ)第三号 ×別表第二(イ)第二、三号	80 80		50 50	500 165 500		○							R6.1.29	R6.2.26	
合計		120地区 (うち地区整備計画区域112地区)	1409.1	1153.2	53地区		87地区	16地区	1地区	18地区	15地区	52地区	0地区	69地区	34地区	70地区	27地区	42地区	1地区	120地区	99地区

■再開発等促進区を含む地区計画

……建築基準法に基づき条例化されている事項

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	再開発等促進区	地区整備計画																	計画決定年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)								
					面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項												土地利用・その他												
							建築物の用途制限 (※建築できないもの)	容積率 H(%) L(%)	条件による容積率の制限 条件		建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(m ²)	建築面積 L(m ²)	壁面位置	高さ H(m)	形態 H(%)	緑化率 L(%)	垣・さく													
東区	再1	香樟浜三丁目 住宅 交流拠点A 交流拠点B	28.8	13.2	28.8	緑地 道路	×風俗営業																H28.12.22 (H8.4.1)	H29.2.27 (H8.7.1)							
							×風俗営業 ×別表第二(イ)第一～六号 ×別表第二(ハ)第二～四号 ×風俗営業 ×別表第二(ニ)																					H15.3.6 (H13.5.7)	H15.7.7 (H13.10.1)		
							×別表第二(リ)第一号	300							1000	200													H15.3.6 (H13.5.7)	H15.7.7 (H13.10.1)	
再2	船越前新宮駅前	2.3	2.3	2.3	2.3	道路	×別表第二(リ)第一号	300																H15.3.6 (H13.5.7)	H15.7.7 (H13.10.1)						
再10	馬出一丁目	0.5	0.5	0.5	0.5	道路																			H23.4.25	H23.6.30					
再3	美野島四丁目	4.1	4.1	4.1	4.1	広場	×別表第二(ニ)	300	100																H15.3.6 (H7.12.21)	H15.7.7 (H8.2.29)					
再4	吉塚本町	2.4	2.4	2.4	2.4	道路	※×小工場 ※×パチンコ、ホテル等	400																	H15.3.6 (H3.3.18)	H15.7.7 (H3.7.1)					
博多区	再12	博多駅中央街 博多駅西ゾーン 博多駅東ゾーン	16.2	2.2	2.2	2.2	×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	1000 5	1200						1000										H25.3.25 (H17.12.1)	H25.7.1 (H18.2.27)					
							×店舗型風俗																								
							×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	900 5	1350																						R4.2.28
再17	博多駅前三丁目 南ゾーン	2.6	0.7	0.7	0.7	道路	×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	650 5	1000																		R4.2.28	R4.6.23			
再5	天神二丁目	1.9	1.9	1.9	1.9	公共空地		800	300							200									H25.3.25 (H2.10.18)	H25.7.1 (H4.1.1)					
再6	天神二丁目西	敷地面積S<500 500≤S<1,000 1,000≤S	1.4	1.4	1.4	1.4	×店舗型風俗	500																		H15.3.6 (H13.11.29)	H15.7.7 (H14.2.29)				
								600																							
								600																							
再8	天神二丁目中央 北ゾーン	0.4	0.4	0.4	0.4	広場	×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場 ×店舗型風俗 ×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	650 5	700									※40								H17.4.18	H17.10.3				
再9	渡辺通二丁目	3.6	3.6	3.6	3.6	道路	×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場 ×風俗全般	700							500											H17.12.1	H18.2.27				
再11	六本松四丁目東 北側ゾーン 南側ゾーン	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×危険物の貯蔵等 ×別表第二(イ)第二号及び第三号 ×別表第二(ハ)第二号、第五号及び第六号 ×別表第二(ト)第三号 ×風俗営業	300																			H24.5.21	H24.7.2			
								300																							
								300																							
再14	天神通り 天神一丁目南ブロック 天神二丁目南ブロック (明倫通り沿道)	17.0	10.2	10.2	10.2	10.2	×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	900 5	1400																						
							×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	900 5	1300																						
							×風俗全般 ×別表第二(イ)第一～三号 (最上階及びその直下階以外の部分) ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場 【天神一丁目北ブロック(天神通沿道)】 ※神社及び神社に附属するもの	600 5	1030																						
再15	大名二丁目	敷地面積S<300 300≤S	1.3	1.3	1.3	1.3	×風俗全般 ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	550 5	800																			H29.9.21	H29.12.21		
								800																							
								800																							
再16	天神一丁目	2.3	2.3	2.3	2.3	広場	×風俗全般 ×別表第二(ハ)第二号の工場 ×別表第二(ト)第三号の工場	1050 5	1400																	R3.3.18	R3.6.24				
再7	野芥一丁目	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	×別表第二(ト) ×風俗営業	300																				H15.3.6 (H10.12.24)	H15.7.7 (H11.2.18)		
								200																							
								200																							
再13	西新北 中央街区 東街区 西街区	11.2	4.4	4.4	4.4	4.4	×別表第二(イ)																								
								4.0																							
								2.8																							
合計	17地区 (うち地区整備計画区域17地区)	104.2	60.0	17	90.6	14	14	15	3	9	3	5	3	17	4	17	5	3	0	17	17										

■集落地区計画

R6年3月28日現在

区別	番号	地区名	区域面積	集落地区整備計画																	計画決定年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)						
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項												土地利用・その他										
						建築物の用途制限 (※建築できないもの)	容積率 H(%) L(%)	条件による容積率の制限 条件		建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(m ²)	建築面積 L(m ²)	壁面位置	高さ H(m)	形態 H(%)	緑化率 L(%)	垣・さく											
西区	集1	金武・吉武 地域活性化 居住	7.7	7.7	7.7	7.7	道路 公園	※別表第二(ハ) ※地産地消を目的とする店舗・飲食店 ※農業の振興に資する事務所 ※別表第二(イ)							250												H22.3.29	H22.6.24
合計	1地区 (うち集落地区整備計画区域1地区)	7.7	7.7	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1							

■総括表

R6年3月28日現在

地区計画決定数	区域面積	地区整備計画																	建築条例施行地区数
		面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項												土地利用・その他			
				建築物の用途制限	容積率 最高限度 最低限度	条件による容積率の制限 最高限度		建ぺい率 最高限度	敷地面積 最高限度	建築面積 最高限度	壁面位置	高さ 最高限度	形態 最高限度	緑化率 最低限度	垣・さく				
138地区 (うち地区整備計画区域129地区)	1521.0	1251.5	68	102	30	4	28	18	58	3	87	39	87	33	46	1	117		

注1) Hは最高限度、Lは最低限度
 注2) ※は詳細規定等があるもの
 注3) 別表第二とは、建築基準法別表第二略称す。
 注4) 風俗全般は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風営法」という。)第2条第1項及び第6項に掲げる営業に供する建築物
 注5) 店舗型風俗(店舗型風俗特殊営業)とは、風営法第2条第6項に掲げる営業に供する建築物
 注6) 風俗営業とは、風営法第2条第1項または第6項に掲げる営業に供する建築物等
 注7) 店舗型風俗特殊営業とは、風営法第2条第9項に掲げる営業に供する建築物
 注8) 集落地区計画の緑化率については、「建築物等の形態又は意匠の制限」の項目に定めているものです。

この一覧は、地区計画等の都市計画の決定内容について概要を示したものです。
 地区計画整備の区域(区分)、地区施設等の配置、建築物等に関する各事項(特に※印の事項)など詳細につきましては、都市計画課(市役所4階)までお問い合わせください。

問い合わせ先
 住宅都市局 都市計画部都市計画課 ホームページアドレス
 〒810-8820 福岡市中央区天神一丁目8-1 https://www.city.fukuoka.lg.jp/utaku-tochi/toshikeikaku/machi/toshi_top.html
 丸.092-711-4388(直通) <https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>
 E-Mail toshikeikaku.HUPP@city.fukuoka.lg.jp <https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>